

同	同	同	山田勇一	同	昭和町東5線120番地1
同	同	監	池下清一	同	美栄町西7線109番地3
同	同	同	稲屋悦生	同	中島町東4線97番地
同	同	同	西保弘美	同	豊西町西2線17番地
退	任	平成29. 5.24	理事	中村健一	岩内町東2線25番地
同	同	同	小森隆寛	同	桜木町東5線104番地
同	同	同	宮本祐一	同	富士町西3線71番地
同	同	同	荒井克彦	同	基松町西1線50番地
同	同	同	中村博志	同	以平町西8線29番地
同	同	同	渡辺和雄	同	別府町南15線西34番地4
同	同	同	末下芳孝	同	広野町西3線130番地7
同	同	同	榎原光男	同	幸福町東2線165番地
同	同	監	理事	池下清一	美栄町西7線109番地3
同	同	同	稲屋悦生	同	中島町東4線97番地
同	同	同	西保明裕	同	豊西町西5線23番地

ページ

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農業施設管理課)	16
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	16
○特定調達契約に係る入札の公告	(漁業管理課)	16
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	17
○道路の区域の変更及び供用の開始	(維持管理防災課)	18

○特定調達契約に係る入札の公告..... 18

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 20

○北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... 20

○北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... 25

就任の別	就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成29. 5.25	理事	小森隆寛	帯広市桜木町東5線104番地
同	同	同	西保明裕	同 豊西町西5線23番地
同	同	同	岡本強	同 広野町西5線143番地 7
同	同	同	久保田雅実	同 清川町基線86番地 5
同	同	同	中村博志	同 以平町西8線29番地
同	同	同	畑中豊明	同 清川町西2線126番地
同	同	同	山口善則	同 上帯広町西2線110番地

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 履 行 期 間 平成29年8月3日(木)から同年9月11日(月)まで
- (4) 履 行 場 所 造船所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数60トン型船舶(鋼船)を入渠できる乾^{きよ}ドック又は引揚船台の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成29年6月13日(火)から同月23日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前8時45分から午後5時30分まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階2号会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課)
- (2) 入 札 日 時 平成29年7月26日(水)午後2時(送付による場合は、平成29年7月25日(火)午後5時までに必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金

- 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5486
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKKAI Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., July 26, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., July 25, 2017)
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486
-
- 北海道告示第380号**
- 森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 平成29年6月13日
- 北海道知事 高 橋 はるみ

1(1)

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(2)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)

変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア)

次の森林については、主伐は、択伐による。

浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(イ)

その他の森林については、主伐による伐採種を定めない。

(ウ)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ

立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1)

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）

(2)

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3)

変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア)

主伐は、択伐による。

(イ)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1)

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

網走郡大空町（次の図に示す部分に限る。）

(2)

保安林として指定された目的

風害の防備

(3)

変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア)

主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

道路の種類

道道

2

路線名

蔭の台朱鞠内停車場線

3

道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
雨竜郡幌加内町字蔭の台国有林空知森林管理署北空知支署379林班は小班地先から	前	9.50mから14.00mまで	36.99m	――	
同郡幌加内町字蔭の台国有林空知森林管理署北空知支署379林班は小班地先まで	後	10.83mから23.65mまで	36.99m	――	

総合振興局告示及び振興局告示

北海道宗谷総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年6月13日

北海道宗谷総合振興局長 坂 本 明 彦

1

入札に付する事項

(1)

調達をする物品等の名称及び数量

除雪トラック（7 t 級タンク付2台、10 t 級2台） 4台

（交換契約により除雪トラック（7 t 級タンク付）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック4台を当該契約の相手方から調達する。）

(2)

調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3)

納入期日

平成30年3月23日（金）

(4)

納入場所

入札説明書による。

2

入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)

平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入

(土木建設機械器具)の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入(製造)実績があることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この競争入札に参加を希望する者が、商法(明治32年法律第48号)第27条又は会社法(平成17年法律第86号)第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年6月13日(火)から同年7月13日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階入札室
(送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入札日時 平成29年7月24日(月)午後1時30分(送付による場合は、同月21日(金)午後5時30分までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道宗谷総合振興局のホームページ(<http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号

(3) 電話番号 0162-33-3711

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :
Snow Removing Truck (7 tons class, road sprinkler) Quantity 2
Snow Removing Truck (10 tons class) Quantity 2

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 24, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., July 21, 2017)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Wakkanai Department of Public Works Management, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai,

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁釧路教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年 6 月13日

北海道教育庁釧路教育局長 鈴 木 淳

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
釧路管内道立学校で使用する電力
- (1) 基本料金（契約電力 1 kW当たりの単価） 13校 1 月当たり1,078 kW（年間
12,936 kW）
- (2) 電力量料金（使用電力量 1 kWh当たりの単価） 13校 年間合計2,572,189 kWh
- 2 落札を決定した日
平成29年 5 月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社
- (2) 住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目10番 1 号
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 611円
- (2) 電力量料金 18.12円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年 3 月24日付け北海道教育庁釧路教育局告示第21号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 釧路市浦見 2 丁目 1 番 1 号

別表第 1 （第 4 条関係）

公営企業管理者

（保安教育及び訓練統括に関すること。）

道 企 業 管 理 規 程

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 6 月13日

北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

北海道企業管理規程第 5 号

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「ほか、職務権限規程による」を削除する。

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

種 別	選任事業場・設備	職
電気主任技術者	発電管理事務所	所長、次長、係長、専門主任、主任
	発電課	参事、主幹、主査、専門主任、主任
ダム水路主任技術者	発電管理事務所	所長、次長、係長、専門主任、主任
	発電課	参事、主幹、主査、専門主任、主任

第15条中「操作規程」を「細則」に改める。

第17条中「別に定める道営発電所運転保守基準等によるほか、北海道企業局防災体制」を「別表第 4 に定める細則」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 （別紙 1 のとおり）

別表第 2 （別紙 2 のとおり）

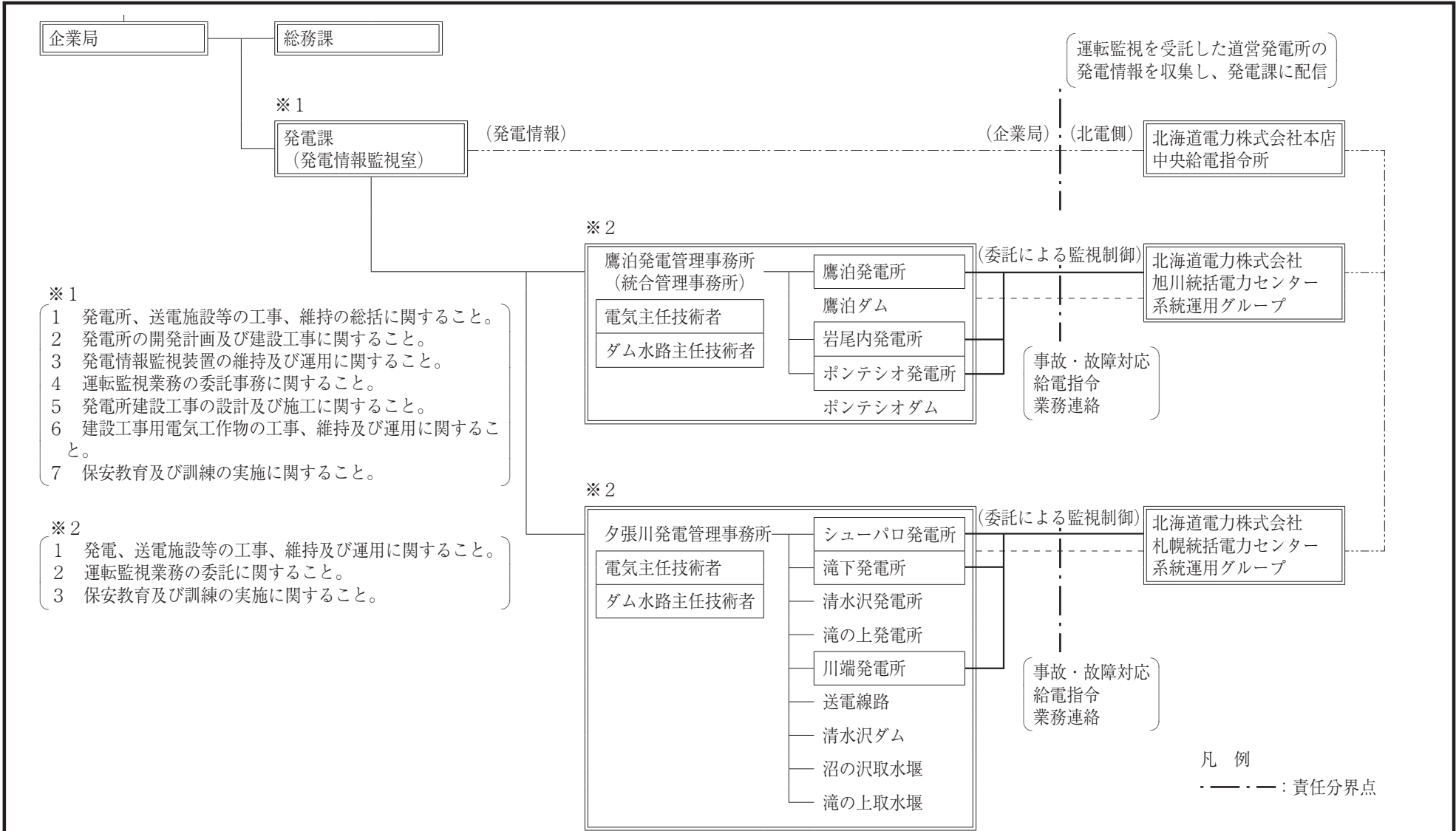
別表第 3 （別紙 3 のとおり）

別表第 4 （別紙 4 のとおり）

附 則

この規程は、平成29年 6 月13日から施行する。

保安に関する組織及び業務分掌



別表第2 (第4条関係)

管理職員の業務分掌

組 織	職	職 務
	局 長	管理者の命を受け、局の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事務を掌理し、所属の職員

局		を指揮監督する。
	局次長	局長を補佐し、局の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事務を整理する。
	課 長	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運

発電課		用の保安に関する課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	発電管理事務所	所 長	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る管理事務所の業務並びに保安教育及び訓練に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	参 事	上司の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る課の技術並びに保安教育及び訓練に関する業務に従事する。		次 長	所長を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に係る管理事務所の業務並びに保安教育及び訓練に関する業務を整理する。
	主 幹	課長を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する課の事務を整理する。			

別表第3（第12条関係）

巡視、点検及び検査に関する基準

設備別	巡 視		点 検 (検査を含む。)			備 考																																																						
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻 度																																																							
水 力 発 電 設 備	水路工作物	1 回／月	ダ ム	外観点検 漏水測定 揚圧力測定 変形測定 浸潤線測定	1 回／6 月 備考欄別表による 備考欄別表による 備考欄別表による 備考欄別表による	ダムの各計測周期については、「ダム構造物管理基準」に準じ次表による。 計測項目と計測回数の標準 (1) コンクリートダム <table><tr><th rowspan="2">期 別</th><th colspan="2">測定項目</th><th rowspan="2">漏水量</th><th rowspan="2">変 形</th><th rowspan="2">揚圧力</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>型式及び高さ</th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">第一期</td><td rowspan="3">重力及び中空重力</td><td>50m未満</td><td>毎 日</td><td></td><td>週 1 回</td><td rowspan="3">◎特に高いダム又は特殊な設計のものについては、ひずみ又は基礎岩盤の変形について必要に応じ追加し、適当な期間計測する。</td></tr><tr><td>50m以上100m未満</td><td>毎 日</td><td>週 1 回</td><td>週 1 回</td></tr><tr><td>100m以上</td><td>毎 日</td><td>毎 日</td><td>週 1 回</td></tr><tr><td rowspan="3">第二期</td><td rowspan="3">重力及び中空重力</td><td>50m未満</td><td>週 1 回</td><td></td><td>月 1 回</td><td rowspan="3">◎第三期で（ ）を付したものは状況により省略できるものである。</td></tr><tr><td>50m以上100m未満</td><td>週 1 回</td><td>月 1 回</td><td>月 1 回</td></tr><tr><td>100m以上</td><td>週 1 回</td><td>週 1 回</td><td>月 1 回</td></tr><tr><td rowspan="3">第三期</td><td rowspan="3">重力及び中空重力</td><td>50m未満</td><td>月 2 回</td><td></td><td>(3月 1 回)</td><td rowspan="3">変 形：ほとんど変化が認められないもの 揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいものの</td></tr><tr><td>50m以上100m未満</td><td>月 2 回</td><td>(3月 1 回)</td><td>(3月 1 回)</td></tr><tr><td>100m以上</td><td>月 2 回</td><td>月 1 回</td><td>(3月 1 回)</td></tr></table>	期 別	測定項目		漏水量	変 形	揚圧力	備 考	型式及び高さ		第一期	重力及び中空重力	50m未満	毎 日		週 1 回	◎特に高いダム又は特殊な設計のものについては、ひずみ又は基礎岩盤の変形について必要に応じ追加し、適当な期間計測する。	50m以上100m未満	毎 日	週 1 回	週 1 回	100m以上	毎 日	毎 日	週 1 回	第二期	重力及び中空重力	50m未満	週 1 回		月 1 回	◎第三期で（ ）を付したものは状況により省略できるものである。	50m以上100m未満	週 1 回	月 1 回	月 1 回	100m以上	週 1 回	週 1 回	月 1 回	第三期	重力及び中空重力	50m未満	月 2 回		(3月 1 回)	変 形：ほとんど変化が認められないもの 揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいものの	50m以上100m未満	月 2 回	(3月 1 回)	(3月 1 回)	100m以上	月 2 回	月 1 回	(3月 1 回)
								期 別	測定項目					漏水量	変 形			揚圧力	備 考																																									
							型式及び高さ																																																					
							第一期	重力及び中空重力	50m未満	毎 日		週 1 回	◎特に高いダム又は特殊な設計のものについては、ひずみ又は基礎岩盤の変形について必要に応じ追加し、適当な期間計測する。																																															
									50m以上100m未満	毎 日	週 1 回	週 1 回																																																
									100m以上	毎 日	毎 日	週 1 回																																																
							第二期	重力及び中空重力	50m未満	週 1 回		月 1 回	◎第三期で（ ）を付したものは状況により省略できるものである。																																															
									50m以上100m未満	週 1 回	月 1 回	月 1 回																																																
									100m以上	週 1 回	週 1 回	月 1 回																																																
							第三期	重力及び中空重力	50m未満	月 2 回		(3月 1 回)	変 形：ほとんど変化が認められないもの 揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいものの																																															
50m以上100m未満	月 2 回	(3月 1 回)	(3月 1 回)																																																									
100m以上	月 2 回	月 1 回	(3月 1 回)																																																									

注) 第一期：湛水開始から満水後所要期間を経過するまで
(満水後の所要期間は2箇月以上)
第二期：第一期経過後ダムの挙動が安常状態に達するまで

水 力 発 電 設 備				予備動力 動作点検		1回／月	(高いダム等は3年以上) 第三期：第二期経過以降
				貯水池・ 調整池	外観点検	1回／6月	
					堆砂状況	1回／年	
					総容量100万m ³ 以上で高さ15m以上のダムを有するもの 上記以外で設備保安上必要なもの	必要の都度	
			水路	外部点検		1回／6月	(※1) 地形・地質・点検実績等により、設備保安上問題がないと判断されるものについては点検頻度を、導水路は1回／5年、放水路は1回／10年を限度に減少させることができる。 (※2) 測定結果等により設備保安上問題がないと判断されるものについては、測定頻度を1回／10年を限度に減少させることができる。
				内部点検		(※1) 1回／3年	
				水圧鉄管 肉厚測定	露出管で20年以上経過したもの	(※2) 1回／5年	
	電気工作物 (水路工作物を除く)	(※1) 無人 2回／月	水車・発電機	(※2) 外部点検		1回／3年	(※1) 巡視にかわる監視装置が設置されている発電所、無保守を前提とした小水力発電所で万一電気工作物の損壊が発生しても第三者に影響を与えるおそれのない発電所等、特に指定する箇所については、別に定める。 (※2) 水車の外部点検とは放水して行うことをいう。 (※3) 発電所個々に行うものとし別に定める。 (※4) (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回／6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (※5) (1) ガス遮断器等特に指定するものは、別に定める。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
				測定試験		1回／3年	
				内部点検		(※3) 適宜	
				主要変圧器	外部点検	1回／3年	
変 電 設 備	電気工作物	(※1) 無人 2回／月	主要遮断器	外部点検		(※4) 1回／3年	(※1) 巡視にかわる監視装置が設置されている変電所で、特に指定する箇所については、別に定める。 (※2) ガス遮断器等特に指定するものは、1回／6年とする。 (※3) (1) ガス遮断器等特に指定するものは、別に定める。 (2) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
				測定試験		(※4) 1回／3年	
			内部点検			(※5) 1回／6年	
	電気工作物	(※1) 1回／3月	支持物・電線	外観点検	鉄塔・鉄柱線路	1回／5年	(※1) (1) 電線路の経過地の状況変化が著しく、電線路に支障を及ぼすおそれのある区間で特に指定する箇所については1回／月とする。ただし、豪雪地の積雪期等においては経過地

送電設備					木柱・コン柱・パンザ線路	1回／4年	の状況を考慮して、この巡視頻度を1回／3月を限度に減少させることができる。 (2) 地中送電線路の巡視については、地上巡視とする。 (注) 過去の碍子検出実績を考慮して承認の得られたものについては、1回／10年とする。 (※2) 地上からの巡視・点検のみでは確認できないマンホール・暗きよの内部で行う点検をいい、収容ケーブルの外観点検を含む。 ※ 開閉所（監視を要するもの）については変電設備に準ずる。
			碍子	不良けんすい碍子検出	昭和24年以前取付の碍子	1回／3年	
					昭和25年以降取付の碍子（170kV未満）	1回／5年 又は (注) 1回／10年	
					昭和25年以降取付の碍子（170kV以上）	1回／10年	
			ケーブル 終端部 給油装置	外観点検 外観点検		1回／3年 1回／3年	
			管路 マンホール	(※2) 内部点検		1回／3年	(※2) 地上からの巡視・点検のみでは確認できないマンホール・暗きよの内部で行う点検をいい、収容ケーブルの外観点検を含む。 ※ 開閉所（監視を要するもの）については変電設備に準ずる。
			暗きよ	(※2) 内部点検		1回／3年	
配電設備	電気工作物	1回／年	接地装置	測定試験	B種接地抵抗	1回／5年	
電力用設備 保安	電気工作物	1回／年	通信線路及び無線・搬送装置	測定試験		1回／3年	
需要設備	電気工作物	(※1) 1回／月	主要機器 電路	外部点検 測定試験 測定試験		1回／2年 1回／4年 1回／2年	(※1) 電路、低圧機器については1回／2年とする。

(注) 1 本文第11条第2号（臨時の巡視・点検及び検査）、第16条（事故及び異常時の措置）及び第17条（災害その他非常時の措置）に基づいて、上記の巡視・点検（検査を含む）のほか、必要の都度「臨時の巡視・点検及び検査」を行う。

2 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視の頻度を変えることができる。

別表第4（第12条、第14条、第15条、第17条関係）

細則一覧表

項	目	規程
1 運転、操作及び保守に関するもの	水力発電関係	道営発電所運転保守基準
	通信関係	企業局無線局管理運用規程

	土木関係	鷹泊ダム操作規程 清水沢ダム管理規程 沼の沢取水堰管理規程 滝の上取水堰管理規程 ポンテシオダム管理規程
2 非常対策に関するもの		北海道地域防災計画

北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成29年 6 月13日

北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

北海道企業管理規程第6号

北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程
北海道工業用水道事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第3号）の一部
を次のように改正する。
第5条第1項の表を次のように改める。

事業場	職名
室蘭地区工業用水道管理事務所	所長、次長、係長、主査、専門主任、主任
室蘭地区工業用水道鷺別ポンプ場所	
苫小牧地区工業用水道管理事務所（第一施設）	所長、次長、係長、主査、専門主任、主任
苫小牧地区工業用水道管理事務所（第二施設）	
石狩湾新港地域工業用水道管理事務所	所長、次長、係長、専門主任、主任

第17条中「北海道企業局防災体制」を「北海道地域防災計画、北海道災害対策本部企業班災害対策実施要領並びに北海道企業局危機管理マニュアル」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 6 月13日から施行する。